

預託金・制度融資の見直しについて

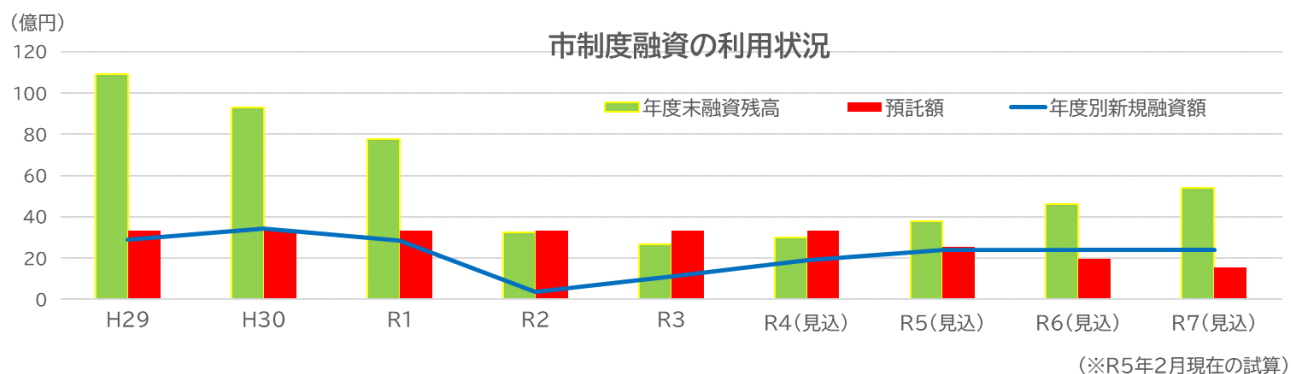
1. 預託金の見直し

(特別会計)商工振興資金貸付事業

これまで、市制度融資の実施のため金融機関へ預託し、預託額(約 33 億円)の概ね 3 倍の融資枠(約 100 億円)を設定していた。しかしながら、近年コロナ関連融資の利用により、本市の融資実績は減少しており、融資枠との乖離が大きくなっていることから、融資実績(残高)に応じた算定方法へ見直す。

年度	算定方法	預託額
～R4 年度	総額 33.4 億円を各金融機関へ預託	33.4 億円
R5 年度	算定方法変更に伴う激変緩和措置(1 年目) (R4 年度融資残高の 1/3)+(33.4 億円との差額×2/3)	24.9 億円
R6 年度	算定方法変更に伴う激変緩和措置(2 年目) (R5 年度融資残高の 1/3)+(33.4 億円との差額×1/3)	19.6 億円 (見込)
R7 年度	各金融機関の融資残高に応じた変動制(完全移行) R6 年度融資残高の 1/3	15.3 億円 (見込)

※(33.4 億円との差額)=(R4 年度以前の預託額 33.4 億円)-(変動制による算定額(前年度融資残高の 1/3))



2. 制度融資の見直し

長年利用実績がない、同一制度間でしか借換ができない、制度が多すぎて分かりづらい等の課題があったため、次のとおり(現行)11 制度⇒(変更後)6 制度へ見直す。

制度融資【現行】		見直し理由
① 創業サポート資金	(新規開業)	① 創業サポート資金(新規開業) ・R4.6補で保証料0%としたがR5年度も継続 ・同一事業と勤務経験有無に関わらず、限度額 2,000万円に統一
	(転業・多角化)	② (仮称)経営活性化資金【統合】 ・全ての市制度融資からの借換に対応可 ・限度額を3,000万円に拡充 ・一括返済可(「短期資金」の制度継承)
② 短期資金		信用保証料の補助率が同じ
③ 経営安定資金		
④ 経済環境変動対策資金	(一般)	③ 補助金活用支援資金【別制度として継続】 ・R4.6補で補助金活用者の保証料0%としたが R5年度は別制度融資として継続
	(補助金活用者)	
⑤ 小口資金		④ 小口資金
⑥ 経営向上小口資金		⑤ 経営向上小口資金
⑦ 経営安定特例資金		⑥ 経営安定特例資金
⑧ 公害防止施設資金		【廃止】 ⇒②や③の市制度融資で借入可
⑨ 地下水使用合理化設備資金		
⑩ 新エネルギー設備等資金		
⑪ 高度化資金		
		H19年度以降新規利用なし H16年度以降新規利用なし H28年度以降新規利用なし H11年度以降新規利用なし